

埼玉医療生活協同組合

埼玉医療生活協同組合 皆野病院
中長期計画（2017～2021年）

皆野病院

埼玉医療生活協同組合 皆野病院 中長期計画（2017～2021年）

〔目次〕

1. はじめに
2. 方針
3. 目標
4. 施策・事業

I 倫理

施策 I - 1. 倫理綱領の作成

- 事業 I - 1. ① 病院の理念及び倫理綱領の作成と見直し
- 事業 I - 1. ② 各部門の倫理綱領の作成と見直し

施策 I - 2. 倫理教育の推進

- 事業 I - 2. ① 倫理に関する院内講演、勉強会の企画
- 事業 I - 2. ② 倫理に関する学会、院外研修活動への参加

施策 I - 3. 医療者の倫理の実践

- 事業 I - 3. ① 倫理事例検討会の開催
- 事業 I - 3. ② 内部統制の推進

II 医療

施策 II - 1. 救急医療体制の維持

- 事業 II - 1. ① 救急医療体制の整備

施策 II - 2. 専門医療体制の整備

- 事業 II - 2. ① 血液透析体制の整備
- 事業 II - 2. ② 褥瘡対策の推進
- 事業 II - 2. ③ 糖尿病合併症予防の推進
- 事業 II - 2. ④ 内科医師の招聘・内科系疾患治療の推進

施策 II - 3. 医療療養病棟の整備

- 事業 II - 3. ① 終末期医療の充実

施策 II - 4. 在宅医療体制の整備

- 事業 II - 4. ① 在宅管理部門の設置
- 事業 II - 4. ② 訪問リハビリテーションの充実
- 事業 II - 4. ③ 通所サービスの充実

施策 II - 5. 予防医療体制の整備

- 事業 II - 5. ① 健診事業、ドック、予防接種の体制の整備

施策 II - 6. 災害医療

事業 II - 6. ① 被災時における医療拠点としての準備

事業 II - 6. ② BCP（事業継続計画）の策定

施策 II - 7. 医療安全管理体制の強化

事業 II - 7. ① 医療事故発生時の対応と管理体制の確立

施策 II - 8. 医療安全に関する職員教育の徹底

事業 II - 8. ① 職員の院内勉強会や研修会への参加

事業 II - 8. ② 新しい技術・機器の導入に伴う教育

施策 II - 9. 医療関連感染管理の強化

事業 II - 9. ① 抗菌剤適正使用のための仕組み作り

事業 II - 9. ② 医療関連感染サーベイランスの実施

施策 II - 10. 診療の質の向上

事業 II - 10. ① クリティカルパスの活用

事業 II - 10. ② クオリティ・インディケータの活用

事業 II - 10. ③ DPC 導入

事業 II - 10. ④ 診療録及び診療記録の整備

施策 II - 11. サービスの向上

事業 II - 11. ① 待ち時間、案内機能の改善

事業 II - 11. ② 投書の積極的対応

事業 II - 11. ③ 接遇教育の強化

施策 II - 12. 病院組織の計画的運営

事業 II - 12. ① 中長期計画、年次計画、各部署計画の作成

施策 II - 13. 情報システムの整備

事業 II - 13. ① 電子カルテシステムの整備

事業 II - 13. ② BI ツールの活用

施策 II - 14. 人材対策の強化

事業 II - 14. ① 専門的医療を遂行する医師の確保

事業 II - 14. ② ユースエール認定制度の取得

事業 II - 14. ③ 看護師のラダー教育の推進

事業 II - 14. ④ 職員満足度の向上

施策 II - 15. 職員教育の推進

事業 II - 15. ① 新人への総合サポート体制

事業 II - 15. ② 全職員を対象とする教育・行動計画の作成

施策 II - 16. 職員の安全、衛生、健康管理

事業 II - 16. ① 職員の安全、衛生、健康を守るための体制

Ⅲ. 地域

施策 Ⅲ - 1. 病病・病診連携の強化

事業 Ⅲ - 1. ① 病病・病診連携を統括する体制の整備

事業 Ⅲ - 1. ② 地域の病院・施設、職種間連携の強化

施策 Ⅲ - 2. 保健・介護・福祉機関との連携強化

事業 Ⅲ - 2. ① 保健・介護・福祉機関との連携を統括する体制の整備

事業 Ⅲ - 2. ② 共同事業、委託事業の推進

事業 Ⅲ - 2. ③ 認知症カフェ（オレンジカフェ）の推進

施策 Ⅲ - 3. 医療講演

事業 Ⅲ - 3. ① 医療講演の計画的実施

施策 Ⅲ - 4. 地域広報の充実

事業 Ⅲ - 4. ① ホームページの充実

1. はじめに

医療の原点は生命を守ることにあります。医療者はいかなる条件のもとでも、患者の人権を守るため自ら考え、行動しなければなりません。自然災害、経済危機など数多の苦境にあっても、医療者はその責務に忠実であることにより人々に信頼され、成長してきました。

秩父は山間に位置する地理的条件から、もともと医療の整備が遅れていましたが、近年の過疎化、高齢化、医療費抑制政策のため、医療環境はいつそう厳しさを増しており、医療者には相応の覚悟が求められています。

また、「埼玉医療生活協同組合 皆野病院」は秩父地域住民の熱望を受けて開設されて以来、地域の中核病院としての使命を授かり、秩父地域の救急医療を担う病院として期待を寄せられてきました。

当院はその経緯をふまえ、これからも謙虚に、希望をもって医療に取り組んでいきます。

ここに「埼玉医療生活協同組合 皆野病院 中長期計画（2017～2021年）」を策定し、今後5年にわたる当院の活動目標を明らかにし、具体的な施策・事業計画を示します。

2. 方針

皆野病院が地域の医療・介護分野で役割を果たして行くために、地域での需要を捉え、社会環境も含めて自分達の特徴を把握し、可能なことから行い、その結果を振り返り、そして改善して行きます。

地域の方々が本当に望んでいることは何か、これを追求することが原点です。

病院に対して寄せられる要望はもちろんのこと、声となっていない潜在的需要まで慮ることが必要です。その中で、自分達がやれること・やりたいことを行っていきます。そのために、多様な需要に個別的に答えることができる技術が発達した現代で、VUCA 時代といわれる変化の時代に少子高齢化が進む秩父地域という環境が背景にあり、皆野病院は徳洲会グループそして埼玉医療生活協同組合に属し、秩父地域は他の医療機関や行政との協力関係がしやすい地域にあるということ把握している必要があります。なぜなら、自分たちの特徴を捉えた上で不利な点は改善に利用し、有利な点は押し進めて行くべきだと考えるからです。

その状況の中で、皆野病院のサービスの量と質の向上を図るためには、生産性の向上が鍵となります。すなわち設備整備・技術開発・人材育成への投資です。

徳洲会グループや埼玉医療生活協同組合の中で、また地域の中で、連携をとって進めて行きます。そして、地域のための病院であると同時に、職員のための病院でもあると考えます。それは、地域のための病院であるためには職員が医療・

介護分野への自分の思いを行動にかえて実現し、さらに成長して行ける病院であることが必要と考えるからです。

地域の医療・介護を守るために時代を切り拓く、もっと人に優しい病院を目指します。

3. 目標

I 倫理

倫理のしっかりした病院であること。

II 医療

より安全で質の高い医療活動を目指す病院であること。

III 地域

地域の発展・維持に貢献する病院であること。

4. 施策・事業

I 倫理

施策 I - 1. 倫理綱領の作成

倫理は、私たちがどのように行動すべきかを示す知識です。世界医師会は、歴史上、医療者が従うべき倫理を厳しく追い求め、倫理綱領や各種宣言を発表してきました。私たちはその成果をふまえ、倫理綱領を作成し、活動の指針とします。

事業 I - 1. ① 病院の理念及び倫理綱領の作成と見直し

私たちは医療者としてどう行動すべきか、常に悩み、ふり返りながら進まねばなりません。私たちは行動の原点となる理念を定期的に見直し、臨床倫理に関する方針を作成します。

年次計画；

2017 年度	課題の整理・情報収集
2018 年度	病院の理念の徹底、倫理綱領の作成
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；倫理委員会、医局、TQM 委員会

事業 I - 1. ② 各部門の倫理綱領の作成と見直し

組織で理念及び倫理を徹底するには、部門単位での意思統一が必要になります。各部門の職員同士で倫理の大切さを確認し、実践することが大切です。病院全体の倫理綱領を基礎として、各部門がそれぞれに倫理綱領を作成し、定期的に見直します。

年次計画；

2017 年度	準備期間
2018 年度	各部門の倫理綱領作成に向けた責任体制の構築
2019 年度	各部門の倫理綱領の作成
2020～2021 年度	評価と再構築

推進体制；倫理委員会、全部門

施策 I - 2. 倫理教育の推進

倫理は、実際に行動する中で磨かれる知識です。しかし、長い歴史の過程で合意された価値や考え出された方法、さらには新しい課題について学ぶ機会も必要です。職員全員を対象とした倫理教育の充実を図ります。

事業 I - 2. ① 倫理に関する院内講演、勉強会の企画

倫理に関する院内講演、勉強会を計画的に行い、充実させます。

年次計画；

2017 年度 総論的講演の企画、次年度に向けての計画の策定

2018 年度 院内講演・勉強会の開催

2019～2021 年度 評価と再構築

推進体制；倫理委員会、TQM 委員会

事業 I - 2. ② 倫理に関する学会、院外研修活動への参加

たとえ身近ではなくとも、医療者として心に留めるべき倫理の課題はたくさんあります。さまざまな課題に目を向け、学習できるように、学会、院外研修活動などの機会を積極的に活用します。

年次計画；

2017 年度 情報収集

2018～2019 年度 学会・院外研修活動への参加

2020～2021 年度 評価と再構築

推進体制；倫理委員会、TQM 委員会

施策 I - 3. 医療者の倫理の実践

病院における倫理は、一般的に①職業倫理、②臨床倫理、③臨床研究における倫理の3つに大別されます。倫理委員会は、学会や有識者からの提言、論文を参考に答申や助言、教育活動を行うほか、必要に応じて倫理事例検討会を開催し、現場の実践を支えます。

事業 I - 3. ① 倫理事例検討会の開催

倫理事例検討会を積極的に開催し、倫理に関する個々の事案や課題について検討します。

年次計画；

2017 年度	倫理事例検討会の体制、仕組みづくり
2018 年度	倫理事例検討会・多職種デスカンファレンスの開催
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；倫理委員会、医局、看護部

事業 I - 3. ② 内部統制の推進

病院全体も職員一人一人も、法律や社会の規則を守り、ひいては広く社会の要請に応えること、すなわち法令遵守（コンプライアンス）を求められています。病院は自らコンプライアンスを推進し、内部通報やセキュリティの強化を図る必要があります。不祥事を予防するために、公益通報者保護法に基づき設置したヘルプラインを更に奨励し対応していきます。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	ヘルプライン窓口担当者の選任、情報管理体制の構築
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；倫理委員会、TQM 委員会

II 医療

施策 II - 1. 救急医療体制の維持

当院は開院以来、他の地域と隔たった秩父の地域事情に鑑み、“すべての救急患者を断らない病院”を目標としてきました。年間約 300 例から始まった救急の受け入れは、広域医療圏からの補助金受給、二次輪番体制加入を経て、年間 1,000 例を超える成果をあげています。今後も地域住民に信頼される、安全で質の高い救急体制を維持できるよう計画します。

事業 II - 1. ① 救急医療体制の整備

当院が最も重点を置くのが救急医療ですが、独立した救急部門はなく、外来業務の一部として行われています。よって、突然発生する救急受け入れ体制の運営に関する問題点や、救急医療の技能向上等の計画立案のための委員会を開催し、救急医療体制を整備します。

救急隊からの受け入れ要請に対し、救急マニュアルを作り対応します。定期的に BLS (Basic Life Support ; 一次救命処置) 講習を開催し、職員全員が習得できるよう徹底します。看護師、医師は、ACLS (Advanced Cardiovascular Life Support ; 二次救命処置) コース取得を原則とし、他の職員にも推奨します。

年次計画 ;

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019~2021 年度	評価と再構築

推進部署 ; 救急委員会、医局、看護部

施策 II - 2. 専門医療体制の整備

専門医療体制を整備し、地域の様々なニーズに応えられるよう努めます。

事業 II - 2. ① 血液透析体制の整備

当院の血液透析部門は約 60 名の外来血液透析を行い、秩父郡市唯一の夜間血液透析を実施しています。また、入院患者の透析、緊急透析 (24 時間体制) に対応しています。今後、高齢化や糖尿病性腎症の増加を背景に、血液透析の需要も高まり、血液透析部門の充実が不可欠です。新たな透析治療に対応した機器の入れ替えを行い、患者に合わせた透析治療が選択できるよう推進します。

年次計画；	
2017年度	情報収集
2018年度	治療体制の整備
2019年度	計画の立案、実施
2020～2021年度	評価と再構築

推進部署；透析機器安全管理委員会、医局、看護部、臨床工学科

事業 II - 2. ② 褥瘡対策の推進

褥瘡予防と早期発見のため、危険因子を評価します。褥瘡の重症度評価には、見かけの深さを評価対象としないDESIGN-Rが用いられます。褥瘡の治療は、栄養療法、寝具・体位の工夫、感染対策を基本とし、優れた素材で創部を被覆し、早期に湿潤環境を保ちます。患者の変化に合わせ、皮膚の状態を正確に把握し、ケアすることが重要です。委員会が中心となり、勉強会の開催、講演会への参加、褥瘡予防回診による日常のスキンチェックの向上を図り、個々の患者にあった対策の検討や、病棟、外来での褥瘡対策の支援を行います。

年次計画	
2017年度	褥瘡予防・管理ガイドラインを踏まえた計画の立案
2018年度	計画の実施
2019～2021年度	評価と再構築

推進部署；褥瘡対策委員会、看護部

事業 II - 2. ③ 糖尿病合併症予防の推進

糖尿病疾病管理MAPを活用し、糖尿病患者に対する栄養指導やミニマムデータセットの実施を促進します。腎症2期の患者に血圧管理、栄養指導を集中的に行い、3期以降に至る患者数の抑制を目指します。皆野町の保健師と協働で患者教育用パンフレット作りなどに取り組み、糖尿病透析予防指導管理加算の取得を前提とした体制づくりを行います。頸動脈エコーのIMT値から冠動脈疾患のリスクを評価し、MDCTでの精査を促進します。

年次計画；	
2017年度	情報収集

2018 年度 計画の立案、実施
2019～2021 年度 評価と再構築

推進体制；糖尿病合併症予防委員会、医局、看護部、薬剤科、栄養室、放射線科、検査科

事業 II - 2. ④ 内科医師の招聘・内科系疾患治療の推進

高齢化が進む地域住民には、様々な疾患による後遺症や合併症を患っている方が多く、特に高血圧や高血糖などの生活習慣病への対策が重要となっています。今後、常勤の内科医師を確保・増員し、内科治療の充実を図ります。

年次計画；
2017 年度 情報収集
2018 年度 計画の立案、実施
2019～2021 年度 評価と再構築

推進部署；医局、看護部、検査科、放射線科、薬剤科、栄養室、総務課

施策 II - 3. 医療療養病棟の整備

医療療養病床は、医療保険が適用される療養病床です。対象になる患者は、症状は安定しているものの長期の療養が必要とされる、高齢者や慢性疾患の患者です。高齢化率の高いこの地域では、医療療養病床の有効活用が必要です。

事業 II - 3. ① 終末期医療の充実

医療療養病棟においては数多くの終末期に立ち会いますが、その根本は患者・家族にとって穏やかな死を迎えられるよう努めることでしょう。

担当医は疾患に対する情報や見通しを患者・家族に十分に伝え、最期の迎え方を話し合うことが重要です。TPN（完全静脈栄養）、経管栄養（経鼻胃管や胃瘻）・人工呼吸・人工透析・抗生剤投与・蘇生術（心臓マッサージ・人工呼吸などの延命処置）を行うかどうかなど、予め合意を作ることが必要となります。

話し合いには、担当医だけでなく他の医療スタッフも加わり、チームとして患者・家族を支えます。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；倫理委員会、医局、看護部、薬剤科、栄養室、リハビリテーション室、医療相談室

施策 II - 4. 在宅医療体制の整備

秩父地域では高齢化が進み、長期化する疾患に対して医療・介護分野の総合的な介入が求められています。廃用症候群のような高齢者に多く見られる病状には、医療・介護の継続的な介入が必要となります。在宅医療は、訪問診療、訪問看護、在宅患者訪問薬剤管理指導、在宅患者訪問栄養食事指導、訪問リハビリテーションを含みます。患者と患者家族にとって安心な在宅療養生活を実現するには、医師・看護師・療法士などの専門職が、いつも身近にいて支援できる体制を整備する必要があります。

事業 II - 4. ① 在宅管理部門の設置

当院では訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーションといった介護保険の在宅サービスを行っています。地域のニーズに応えるため、今後、在宅管理部門を立ち上げ、医療・介護・福祉が一体となり、総合的に在宅部門の体制づくりに取り組みます。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	訪問部門の設置
2019 年度	在宅診療部門設立計画の立案、実施
2020～2021 年度	評価と再構築

推進体制；介護委員会、医局、看護部、リハビリテーション室、薬剤科、栄養室、居宅介護支援事業所、通所介護、地域医療事業部

事業 II - 4. ② 訪問リハビリテーションの充実

入院の長期化を防ぎ、ADL（日常生活動作）・QOL（生活の質）の維持・向上を図るため、訪問リハビリテーションの充実が望まれます。

年次計画；

2017 年度	計画立案
2018 年度	訪問部門の設置、人員配置の調整
2019 年度	在宅診療部門の設立、地域連携、講演会の開催
2020～2021 年度	評価と再構築

推進体制；介護委員会、リハビリテーション室、居宅介護支援事業所、地域医療事業部、医局、看護部、通所介護、医事課

事業 II - 4. ③ 通所サービスの充実

通所サービスには通所介護、通所リハビリテーションがあります。通所介護を利用することで、介護者が日中に自分の時間を過ごすことができ、介護負担の軽減につながります。

近年では慢性期のリハビリテーションは医療保険から介護保険への速やかな移行が進められています。当院は、高齢者の地域資源として介護保険サービスの充実を目指し、通所介護及び通所リハビリテーションの利用者のニーズを考え対応して行きます。

年次計画

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；介護委員会、居宅介護支援事業所、通所介護、リハビリテーション室、地域医療事業部、医事課

施策 II - 5. 予防医療体制の整備

高齢化、生活習慣病など慢性疾患、様々な合併症の増加、それに伴う医療費の増大に対応するため、国は特定健康診査・特定保健指導制度を開始し、予防医療体制の整備を行ってきました。秩父地域市町も女性特有がん検診や大腸がん検診の受診率向上を図っています。

運動器の障害による要介護の状態や、要介護になるリスクの高い状態をロコモティブシンドローム（運動器症候群）といいます。運動器の障害は、生死に直

接結びつかないことから軽視されがちでしたが、高齢者が要介護状態になる原因の1/4を占めます。近年、これを予防して、健康寿命を伸ばそうという機運が高まっています。

事業 II - 5. ① 健診事業、ドック、予防接種の体制の整備

当院は、自治体の推進する健診や予防接種などの事業に協力し、人間ドックで病気の早期発見、健康維持・増進に貢献します。

年次計画

2017年度	情報収集
2018年度	計画の立案、実施
2019～2021年度	評価と再構築

推進体制；健診委員会、地域医療事業部、医局、看護部

施策 II - 6. 災害医療

住民の健康を守る病院にとって、あらゆる種類の災害に備えた訓練や危機管理が必要です。東日本大震災の教訓をふまえ、地域のかかえる数々の問題を分析し、起こり得る災害を平時から想定し、どんな時にも病院としての務めを果たせるように準備を進めます。

事業 II - 6. ① 被災時における医療拠点としての準備

病院は被災時において医療拠点となれるよう組織づくりを進めます。周辺地域を調査し、起こりうる災害を把握するとともに、被災時における医療・救援活動に備え、地域とのネットワークを構築します。防災訓練や勉強会を継続的に実施します。

年次計画；

2017年度	情報収集
2018年度	計画の立案、実施
2019～2021年度	評価と再構築

推進体制；防災委員会、地域医療事業部、医局、看護部

事業 II - 6. ② BCP（事業継続計画）の策定

不測の災害が発生した場合、緊急時に低下する業務遂行能力を補う非常時優先業務を開始する計画が重要となり、速やかに指示命令系統を確立し対応しなければなりません。これをBCP(Business Continuity Plan；事業継続計画)といい、病院においては、事業の中心たる病院機能を維持した上での被災患者を含めた患者全ての診療を、災害の経過とフェーズに応じて継ぎ目なく可及的円滑に行われるよう準備します。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；防災委員会、地域医療事業部、医局、看護部

施策 II - 7. 医療安全管理体制の強化

深刻な医療事故が明るみになるにつれ、医療不信が急速に広まり、医療安全管理が厳しく求められるようになりました。そこで、組織的な取り組みが必要とされています。

事業 II - 7. ① 医療事故発生時の対応と管理体制の確立

医療安全管理委員会及びリスクマネジメント部会にて、医療事故発生時の対応法、管理体制を定期的に見直します。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の改善、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；医療安全管理委員会、リスクマネジメント部会、医局、看護部

施策 II - 8. 医療安全に関する職員教育の徹底

医療安全には組織的な取り組みが求められますが、全職員がその意義や内容を知らなければいけません。日進月歩の医療行為や医療機器に対応した、十分な

職員教育が必要です。

事業 II - 8. ① 職員の院内勉強会や研修会への参加

医療に係わる安全管理の為の基本的考え方及び具体的方策について、職員に対し周知徹底を図るため、医療安全管理の院内職員研修を年 2 回以上継続的に開催します。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；医療安全管理委員会、TQM 委員会

事業 II - 8. ② 新しい技術・機器の導入に伴う教育

新しい技術・機器に係わる安全管理に関する知識及び技能の維持向上を図るため、職員教育プログラムの充実に努めます。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；医療安全管理委員会、医療機器安全管理委員会

施策 II - 9. 医療関連感染管理の強化

医療関連感染は、医療行為に伴っておこる感染症で、医療の高度化に伴って、弱毒菌による日和見感染なども増え、いっそう深刻化してきました。医療安全の中でも大きな分野として、独自の組織的な活動が求められます。

事業 II - 9. ① 抗菌剤適正使用のための仕組み作り

これまで当院では、「採用抗菌薬一覧」、「抗菌薬使用に関する院内指針」、「抗菌薬の感受性率一覧」、「抗菌薬使用実績一覧」を発表・配布し、院内グラム染色や抗菌薬使用届出制（メロペン/マキシピーム/シプロキササン/バンコマイシンの

4 注射薬について)を採用し、抗菌薬の適正使用を促してきました。院内感染予防や抗菌剤適正使用について、担当医と協議する場を設けることなどを目標とします。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制； 院内感染対策委員会、薬剤科、検査科、医局

事業 II - 9. ② 医療関連感染サーベイランスの実施

従来から「細菌検査レポート(週報)/(月報)」として毎週/毎月、検査室に提出された細菌検査の培養結果を分析報告してきました。

現在のところ当院のサーベイランスは、薬剤耐性菌検出を主とするサーベイランスで十分と考えていますが、今後は必要に応じ、医療器具関連感染サーベイランス(人工呼吸器/中心静脈カテーテル/尿路カテーテルなど)や手術部位感染サーベイランスなどを考慮します。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；院内感染対策委員会、検査科、医局

施策 II - 10. 診療の質の向上

高齢化などにより医療費が膨らむ一方、長い日本経済の低迷による医療費抑制政策を背景に、診療の標準化、効率化が厳しく求められるようになりました。EBM(根拠に基づいた医療)、診療ガイドライン、クリティカルパスなどを用いた診療の標準化、効率化や、チーム医療、業務分担、栄養サポートなどを通じた診療の質の向上を目指します。

事業 II - 10. ① クリティカルパスの活用

クリティカルパスは、疾患ごとに、望ましい成果（アウトカム）を得るため、いつどのような介入を行うかを記述した治療計画表です。アウトカムが達成されない失敗の状況を「バリエンス」といい、これをデータとして収集・分析して、次の計画に活かすことが出来ます。当院でも今後、積極的にクリティカルパスを導入し、効率的で標準的な医療の提供に努めます。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；医局、看護部、診療情報管理室、医事課

事業 II - 10. ② クオリティ・インディケーターの活用

一連の医療の過程には、たくさんの達成すべき成果（アウトカム）がありますが、特に治療の上で重要なアウトカムを、クオリティ・インディケーター（臨床評価指標）と定めています。

そのアウトカムが達成されない失敗の状況（バリエンス）を分析すれば、問題点を把握し、善法を見出すことが出来ます。クオリティ・インディケーターを用い、他の施設と比較することにより、当院の改善の目標をはっきりさせることにもつながります。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；院内感染対策委員会、医療安全管理委員会、褥瘡対策委員会、糖尿病合併症予防委員会、医局、看護部、診療情報管理室、医事課

事業 II - 10. ③ DPC 導入

DPC（Diagnosis Procedure Combination）は、「診断名」と「行われた医療行為」の組み合わせによって患者を分類する、日本独自の診断群分類体系です。DPC

により医療情報が整理され、多施設間の比較・評価が可能となり、医療の標準化、質の向上につながります。

この支払い方式のもとでは、効率的で標準的な医療に向かう努力がより必要となります。医療の質の向上を図るため、DPC 対象病院への移行を目指し、全職員で取り組んでいきます。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、導入
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；DPC 委員会、医局、医事課、診療情報管理室

事業 II - 10. ④ 診療録及び診療記録の整備

診療録は、患者側の視点に配慮され、情報開示に耐えうる記録でなければなりません。また、診療録には他の職種にも理解でき、チーム医療の基礎となる記載、達成すべき成果（アウトカム）と介入、その結果を明示した医療の質の向上に役立つ記載、医療安全や事故防止につながる記載を行う必要があります。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；診療情報管理委員会、医局、看護部、薬剤科、検査科、放射線科、リハビリテーション室、栄養室、医療相談室、医事課、診療情報管理室

施策 II - 11. サービスの向上

医療は一般の接客業と異なり、接遇や環境面をなおざりにしてきた面が否めません。医療の質の向上のためには、診療そのもの以外に、患者に親切で快適なサービスを提供することが大事な要素です。

事業 II - 11. ① 待ち時間、案内機能の改善

当院は間もなく開院 20 年を迎えますが、医療を必要とする人に対して、質の高いサービスを提供することが求められています。そのためには、患者サービスや環境の全てにおいて、不快を与えるものを除くことが課題です。患者アンケート調査で常に要望されている「待ち時間の短縮」、「案内機能の充実」に着手し改善していきます。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；TQM 委員会、接遇委員会、医事課、施設課、看護部、医局

事業 II - 11. ② 投書の積極的対応

患者とその家族が治療に協力・専念するためには、職員との信頼関係が必要です。患者とその家族にとって、主治医をはじめ病院職員には直接言えないこと、病院への不満や要望などを受け付けるご意見箱は、とても重要な手段となっています。患者の視点を常に意識し積極的に取り入れ、サービスの質の向上を目指します。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の改善、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；TQM 委員会、総務課

事業 II - 11. ③ 接遇教育の強化

患者とその家族は、病院を初めて訪れた時、心の余裕がなく、病院の往来に不慣れです。接遇にあたっては、礼儀正しさのみならず、機転を利かせ、適切な状況に導き、安全確保に努めねばなりません。接遇にあたっての問題点を把握し、目標を立てて全員で取り組みます。

年次計画

2017 年度 情報収集

2018 年度 計画の立案、実施 接遇マニュアルの作成

2019～2021 年度 評価と再構築

推進体制：接遇委員会、TQM 委員会、全部署

施策 II - 12. 病院の組織の計画的運営

医療の進歩、時代の変化は速く、患者と社会、そして職員自身も変化し、要求に応じて病院を運営して行くためには、しっかりと計画を立てて取り組む必要があります。

事業 II - 12. ① 中長期計画、年次計画、部署ごとの計画の作成

中長期計画をもとに、年次計画、部署ごとの計画を作成し、中長期を見据えた計画的運営を行います。

年次計画

2017 年度 年次計画の実施

2018 年度 年次計画の見直し、実施

2019～2021 年度 評価と再構築

推進体制：全委員会、全部署

施策 II - 13. 情報システムの整備

医療において情報の高度化、複雑化は飛躍的に進んでいます。チーム医療における情報の共有化、業務の効率化を進める上で、情報システムの電子化、カスタマイズ（一般的なソフトをニーズや好みに応じて作り変えること）、絶えざるメンテナンスが不可欠です。

事業 II - 13. ① 電子カルテシステムの整備

2016 年 3 月に電子カルテシステムを導入しました。これらは情報の伝達や共有化の速度や質を高めましたが、一方では、操作性向上、データの信頼性向上などの課題を持っているため、常に改善が求められます。

年次計画：

2017 年度 情報収集

2018 年度 計画の立案、実施
2019～2021 年度 評価と再構築

推進体制；システム委員会、全部署

事業 II - 13. ② BI ツールの活用

TIS (Tokushukai Information System) では、徳洲会グループが所有する膨大な医療データを蓄積、管理しています。その一部は BI ツール (Business Intelligence Tool) としてイントラネット上に具現化されています。これらのデータを目的に応じて有効に活用できるよう、情報処理技術、マネジメント技術を養っていきます。

年次計画：

2017 年度 情報収集
2018 年度 計画の立案、実施
2019～2021 年度 評価と再構築

推進体制；TQM 委員会、システム委員会、全部署

施策 II - 14. 人材対策の強化

病院機能を維持し、地域医療に必要な人材を雇用、教育することは、医療の内容を向上させるのみならず、社会貢献につながり、付加価値が大きいと言えます。

事業 II - 14. ① 専門的医療を遂行する医師の確保

地域で求められている専門的医療を維持、導入するため、積極的に医師対策を行います。医師対策のための体制を構築し、医師との面談、紹介業者との連携などにより、常勤医師、非常勤医師の確保に努めます。

年次計画

2017 年度 情報収集
2018 年度 計画の立案、実施
2019～2021 年度 評価と再構築

推進部署：総務課、医局

事業 II - 14. ② ユースエール認定制度の取得

秩父地域は少子高齢化が加速し、生産者人口の低下が深刻化しています。医療機関に従事する専門職種は、養成校などの教育機関自体が近隣に存在しないため、更に人材獲得が困難を極めています。若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度の取得を目指し、新卒者の採用を有利にしていきます。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；総務課

事業 II - 14. ③ 看護師のラダー教育の推進

看護師のスキルは、勤務した病院の機能に応じて経験が偏り、キャリアに応じた標準化した技術習得が難しい場合があります。当院では、看護師の教育プログラムを構成し、ラダーを用いて段階的かつ確実に技術習得できるシステムを作って運用します。

年次計画

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；看護部教育委員会、看護部

事業 II - 14. ④ 職員満足度の向上

医療の現場では患者の利益や満足に重きをおくあまり、職員の満足がないがしろにされがちです。職員に不満がたまると、やがて離職へつながり、病院の運営に支障をきたします。当院は開設以来、人手不足の問題を抱えてきました。定期的に職員満足度調査を行い、その結果をふまえ、職員一人一人が満足できる職場作りを目指して行きます。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；労働安全衛生委員会、総務課

施策 II - 15. 職員教育の推進

新人を含め、職員の仕事と生活の質を向上させ、健全でバランスのとれた成長を促すことは、事業体である病院にとって経営の生命線であると同時に、社会的使命です。

事業 II - 15. ① 新人への総合サポート体制

新人は業務、職場環境に慣れず、技能的にも心理的にも不安定です。先輩による教育・指導以外の、社会的・心理的サポートがあつてこそ、職場の一員として成長できます。個々の新人の性質や状況、希望に配慮し、多角的な面から柔軟な対応をとるために、経営や部署の枠を超えた体制が必要となります。メンター制度を活用して、新人職員の成長を多方向から支援します。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；TQM 委員会、総務課

事業 II - 15. ② 全職員を対象とする教育・行動計画の作成

職員は地域や社会の財産であり、病院には人材を大事に育てる責任があります。医療者には生涯教育が必要であり、様々な事情に妨げられたとしても、病院は個々の課題や実情、希望を把握し、計画性をもって教育し、業務や配置を考慮すべきです。そのために必要な体制を作つて取り組みます。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施

2019～2021 年度 評価と再構築

推進体制；TQM 委員会、看護部教育委員会、総務課

施策 II - 16. 職員の安全、衛生、健康管理

病院職員は、有害物質や感染、過重労働やプレッシャー、時には人間関係やハラスメントから来る心身の不調などの危険にさらされます。病院が労務環境を整備し、職員の体調の維持に努めることは、職員やその家族のみならず、病院経営や地域社会、患者にとって極めて大切なことです。ストレスチェックを推進し、メンタルヘルス対策にも着手します。

事業 II - 16. ① 職員の安全、衛生、健康を守るための体制

職場において、職員が自分か同僚の心身の安全を脅かされた場合に、相談できる窓口を設けます。その上で職員の人権に配慮し、安全と健康を守れる仕組みを作り実施します。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；労働安全衛生委員会、TQM 委員会、倫理委員会、総務課、医局

Ⅲ. 地域

施策 Ⅲ - 1. 病病・病診連携の強化

厚生労働大臣による医療提供体制確保の基本方針に即して、各都道府県が地域の実情に応じて定める医療計画の中で、「地域完結型医療」が推進されています。地域完結型医療は、各医療機関がうまく役割分担し、連携することにより、住民にとって必要な医療を地域全体で提供する医療体制です。

平成18年の医療法改正以降は、四疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）、五事業（救急、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療「小児救急含む」）ごとに、地域の医療連携体制を構築し、住民にも分かりやすく示すことが求められています。そのために重要なのが「地域連携パス」、「患者データベースの共有化」です。

地域連携パスは、各医療機関が共同して用いる診療計画のことで、医療連携の流れや治療計画を患者に提示します。地域全体が協力し、疾患ごとに地域連携パスを使うことで、急性期から回復期、そして在宅へと切れ目のない医療を実現します。

また各施設が電子カルテや情報技術を活かし、患者のデータベースを共有することで、より効率的な、一貫した診療が可能となります。

秩父地域1市4町は、総務省が推進する地域振興政策である「定住自立圏構想」に取り組んでおり、その枠組みで財源を確保し、公的病院、民間病院、医療関係団体の協力で「ちちぶ医療協議会」を結成し、地域完結型医療の実現を目指した取り組みを行っています。

事業 Ⅲ - 1. ① 病病・病診連携を統括する体制の整備

当院はこれまで「ちちぶ医療協議会」に参加し、地域完結型医療実現のために一定の役割を果たしてきました。一方で、地域医療連携に大きな役割を果たしている日本医師会への加入がいまだ実現しません。今後も引き続き日本医師会への加入を目指すとともに、地域の病院、診療所との連携を強化するよう努力します。そのために、地域連携室等の病病・病診連携を統括する院内体制を整備します。

年次計画

2017年度

情報収集

2018年度

計画の立案、実施

2019～2021年度

評価と再構築

推進体制；医局、医療相談室、総務課

事業 Ⅲ - 1. ② 地域の病院・施設、職種間連携の強化

地域の各医療・福祉機関との情報交換や交流を積極的に行い、顔の見える関係を作ります。医療機関のデータベースを共有し、双方向の紹介が効果的に行えるようにします。また、地域連携パスを活用した連携についても、今後の課題とします。

年次計画；

2017年度	情報収集
2018年度	計画の立案、実施
2019～2021年度	評価と再構築

推進体制；医局、医療相談室、総務課

施策 Ⅲ - 2. 保健・介護・福祉機関との連携強化

当院は、保健・介護・福祉機関との連携強化に努め、住民のニーズに応じた保健、医療、リハビリテーション、介護、福祉のサービスを提供する「地域包括ケアシステム」に参加・協力します。

事業 Ⅲ - 2. ① 保健・介護・福祉機関との連携を統括する体制の整備

当院は「地域完結型医療」、「地域包括ケアシステム」へ参加し、住民の健康と生活を守る事業を推進して行くために、保健事業、介護・福祉機関との連携を強化し、統括する院内体制を整備します。

年次計画

2017年度	情報収集
2018年度	計画の立案、実施
2019～2021年度	評価と再構築

推進体制；医局、地域医療事業部、医療相談室、居宅介護支援事業所、総務課

事業 III - 2. ② 共同事業、委託事業の推進

当院では地域の健康づくり事業を推進するため、皆野町と長瀬町から専門職派遣の委託を受け、乳幼児健診事業にリハビリテーション室の療法士を派遣しています。また「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく公益法人のシルバー人材センターより人材派遣を受け入れ、清掃業務、送迎バス運行を行ってきました。今後も地域が行う各事業の周知を図り、計画、実施に協力しています。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；地域医療事業部、総務課

事業 III - 2. ③ 認知症カフェ（オレンジカフェ）の推進

2015 年に厚生労働省が発表した新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）が目指している、認知症の人が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける社会作りに向け、当院でも 2017 年より認知症カフェ（オレンジカフェ）を開催し、他職種で認知症に対する介護相談を受け付けられるよう進めます。

年次計画；

2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；介護委員会、居宅介護支援事業所

施策 III - 3. 医療講演

医療・福祉を充実させ、地域住民の健康と生活を守るためには、病院に在籍する専門職種による講演などの教育活動にも積極的に取り組む必要があります。

事業 III - 3. ① 医療講演の計画的実施

地域住民や各種団体向けの講演の企画や、他機関・他施設のほか地域の団体な

どから要請された講演への協力を行います。

年次計画	
2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進体制；地域医療事業部、医局、全部門

施策 III - 4. 地域広報の充実

地域住民が病院などの医療資源を効果的に利用するためには、病院が積極的に地域への広報を行う必要があります。

事業 III - 4. ① ホームページの充実

患者への情報提供、病院の様々な情報公開のために、ホームページの利用が不可欠な時代となりました。時代の要請に合わせた、より良いホームページづくりに取り組みます。

年次計画；	
2017 年度	情報収集
2018 年度	計画の立案、実施
2019～2021 年度	評価と再構築

推進部署；TQM 委員会、システム委員会、看護部、施設課、総務課

改訂履歴

2012年4月作成	
2017年3月改訂	内容を確認し、新たな計画を策定。